

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
に基づく責任体制

平成 28 年 3 月 1 日 代表理事定め

1. 研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は代表理事である。
2. 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について総括する研究所全体を実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は業務執行理事である。
3. 研究所内の各部局等における、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は事務局長である。